

長崎市政治倫理審査会（令和7年度第1回）会議録

日 時 : 令和7年5月28日(水) 14:00~
場 所 : 長崎市役所5階第4委員会室
出席者 : 中村会長、大西委員、井川委員、梶原委員
事務局等職員5名

事務局から、審査会の審議事項等について概要説明を行われたあと、委員により会長の選出が行われ、中村委員が選任された。

その後、議題1「長崎市長の資産等補充報告書の審査について」、議題2「長崎市長の所得等報告書の審査について」、議題3「職員の倫理条例等の運用状況について」に関し、配付資料に基づきそれぞれ説明が行われ、説明に対しての質疑応答のほか、具体的な審議が行われた。

議題1 長崎市長の資産等補充報告書の審査について

委 員 11 ページの貸付金について、貸付先である後援会はどのような団体か。

事務局等 政治資金規正法第19条に基づく政治資金の管理団体である。

会 長 土地・建物について、就任時に所持している不動産はそのまま所持しているということでしょうか。

事務局等 就任時のまま所有している。

会 長 預金・貯金の状況について、前回の審査会で補充の報告があるが、令和6年末については記載がない。預金・貯金の残高に変更がないということか。

事務局等 預金・貯金の総額として前回の報告から増えていないということである。

委 員 議題から少し逸れるが、正副議長について、資産等補

充報告書の該当がない旨の報告があった。該当がないことをどのように確認しているのか。

事務局等 議会事務局において、口頭で確認の上、該当がない旨の文書に署名をもらっている。

会 長 預金であれば残高証明書で確認することもできる。

委 員 預貯金について、新たな定期預金をしていないということか。

事務局等 総額として、前回の報告額を超えていないものである。

会 長 「普通預金の開示」の取り扱いについては、過去の審査会でも議論となったが、市の見解はこれまでどおり、国に準じるということによいか。

事務局等 国においては、預金・貯金のうち、当座預金、普通預金及び普通貯金は、引き出しの容易性から現金と同様の考え方に立ち、資産等の概念に入らないとして報告義務を課していない状況であり、本市においても国の取り扱いに準じている。引き続き、国や他都市の状況を見極めながら判断していきたい。

会 長 「普通預金の開示」について条例で定めることができないことはないと思うが、委員の皆さんの意見はいかがか。

委 員 「普通預金の開示」を条例で定めることは、国の法律よりも厳しい内容になる。個人情報保護の観点からも慎重に取り扱う必要があると考える。

会 長 議題 1 から逸れる部分はあるが、先ほど話のあった正副議長の資産の確認について、残高証明書等の裏付けが欲しい点は会議録に残して欲しい。

事務局等 議会事務局に意見をいただいた旨を伝える。

会 長 それでは、その他意見や疑義がなければ、議題1については、特に指摘すべき事項はないということでしょうか。

各 委 員 異議なし。

会 長 特に指摘すべき事項はないものとする。

議題2 長崎市長の所得等報告書の審査について

会 長 給与所得について、源泉徴収票で確認しているということだが、その他に所得はないのか。

事務局等 市長に給与所得以外の所得がなく、確定申告をしていないことを確認している。

委 員 11 ページの就任時の資産に有価証券の保有が記載されている。配当所得があるのではないのか。

事務局等 所得等報告書に報告すべきものは総合課税の配当所得である。所有している有価証券については配当時に源泉徴収される源泉分離課税であり、報告の対象外となっている。

会 長 それでは、その他意見や疑義がなければ、議題2については、特に指摘すべき事項はないということでしょうか。

各 委 員 異議なし。

会 長 特に指摘すべき事項はないものとする。

議題3 職員の倫理条例等の運用状況について

会 長 特に意見がなければ、以上をもって、今回の審査会を終了する。

－ 閉 会 －

(15 : 05)